

市町村の皆様へ

- 土砂災害を対象とした避難勧告の発令対象区域設定については、「避難勧告等に関するガイドライン②(平成31年3月)内閣府防災」においてその考え方を示しています。
- 今後の大雨に伴う土砂災害を想定した避難勧告等の発令対象区域設定にあたっては、この考え方を参考にすよう願いたします。

【土砂災害を対象とした避難勧告等の発令対象区域設定の考え方】 避難勧告等に関するガイドライン② (発令基準・防災体制編)

- 土砂災害は、受け取った居住者・施設管理者等が危機感を持ち適時適切な避難行動につなげられるようにする観点から、避難勧告等の発令対象区域については、危険度に応じてできるだけ絞り込んだ範囲とすることが望ましい。
- 避難勧告等の発令範囲を絞り込むため、土砂災害警戒区域・危険箇所等を避難勧告等発令の対象要素としてあらかじめ定めておき、土砂災害に関するメッシュ情報において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に避難勧告等を発令することを基本とする
- なお、災害の発生を把握した場合は、発生箇所や周辺区域を含む事前に設定した発令区域内の土砂災害警戒区域・危険箇所等に災害発生情報を発令する。状況に応じて、その周辺の発令区域も含めて避難勧告等を発令することを検討する。

参考：避難勧告等に関するガイドライン②(発令基準・防災体制編)

(http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/pdf/hinan_guideline_02.pdf)